

## 「経済財政改革の基本方針2008」に盛り込むべき事項（案）

平成20年5月 日  
全 国 知 事 会

福田内閣において初めての「経済財政改革の基本方針2008」（骨太の方針2008）の作成に向けた審議が進んでいる。

我々は第二期地方分権改革の第一次勧告を目前に控え、今までの歩みを緩めるわけにはいかない。

そのため、次の事項を「骨太の方針2008」に盛り込まれるよう求める。

### 1 第二期地方分権改革について

地方分権改革の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るものである。ゆえに、国民の活力を引き出し、活力ある国民が活躍する舞台を用意するという福田内閣の使命を果たしていく上で、地方分権の推進は極めて重要な政策課題である。

したがって、「骨太の方針2008」においては、「地方分権改革」を最重要政策課題として位置づけた上で、全国知事会が「第二期地方分権改革への提言」（平成19年7月25日）において提言した権限移譲、義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小や、税源移譲、地方共有税の導入、（仮）地方行財政会議の設置が速やかに実現できるよう分権推進の方針を明記すること。

また、「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日全国知事会）において提言した国の出先機関の見直しが、今後確実に実施されるよう基本的な考え方を明記すること。

### 2 地方税源の充実強化について

5月19日の地方税制小委員会で協議

## (☆) 地方消費税の充実

地方消費税は、地方団体固有の重要な財源であり、地方の福祉、医療、教育など様々な事業に充てられるほか、今後、増大が避けられない地方の社会保障全般を支えていく基幹税である。

また同時に、地方の地域経済活性化努力が税収に反映されやすい税であり、地域振興のためのインセンティブをもたらす効果も期待できる。

地方消費税は、税収の偏在性が少なく安定的な基幹税目の一つとして、地方の財源にふさわしい税であり、大きく充実させていく必要がある。平成20年度税制改正大綱でも、消費税を含む税体系の抜本的改革において地方消費税の充実が盛り込まれており、この早期の実現を求めていくことが重要である。

なお、一部に地方消費税を消費税とあわせて年金財源として活用しようとする議論があるが、これは、地方の固有財源としての地方消費税及び地方交付税原資の充実を事実上否定する議論に繋がり、地方分権改革に逆行し、容認することはできない。

### 3 地方交付税の充実確保と機能堅持について

三位一体の改革に伴い切り下げられ、地方交付税総額が抑制される中で、国の制度創設による社会保障関係経費等が増加する一方、地方独自の財源が不足することになり、地方の実情に即した行財政運営を行うことが極めて困難になっている。

「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執することなく、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税の充実確保を図ること。

このことにより、地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能を堅持すること。

また、地方が徹底した一般歳出の削減を実行している一方、国は一般歳出を増加させており、このような状況の中で国の財政再建のために地方交付税を削減しないこと。

### 4 国庫補助負担金改革について

国庫補助負担金は、地方自治体の自主的な行財政運営を阻害するのみならず、国・地方を通じた非効率な事務・労力を要することから、本来廃止を含めたゼロベースの見直しが必要である。しかしながら、これまでの改革は補助率の引き下げ等に終わるなど、地方自治体の裁量性を高める結果にならなかった上に、関連した国の職

員の合理化も、ほとんど進んでいない。

補助率の引き下げ等ではなく、総件数を半減するなど大幅な整理合理化による国庫補助負担金改革を推進し、国においても補助金行政に携わる職員の思いきった縮減を行うこと。

また、直轄事業負担金についても、責任の明確化のためにも廃止すべきである。

## 5 行政改革の推進について

地方自治体はこれまで、市町村合併による行政組織の再編統合や国に先んじて大幅な定数削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

しかしながら、国においては、こうした地方の実態にもかかわらず、さらに厳しい歳出削減を地方に課す一方で、自らが実施すべき地方支分部局（出先機関）の廃止・縮小などは進められていない。

我々地方は、今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政基盤の強化に取り組む決意である。国は、遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

## 6 道州制検討の進め方

道州制ビジョン懇談会が中間報告を行うなど、道州制に関する検討は加速している段階にある。政府においては、さらに国民的な幅広い議論が行われるよう努めるほか、その制度設計に当たっては、目指すべき国家像を明確にし、全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」に示した基本原則を前提にするとともに、道州制が国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、国と地方が一体となった検討機関を設置して議論を進めること。